

一般社団法人東京公認心理師協会 倫理綱領

一般社団法人東京公認心理師協会（以下「本会」という。）倫理規程第3条に基づき、本会正会員（以下「正会員」という。）の倫理綱領として以下を定める。

前文

本会は公認心理師及び公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士の職能団体として正会員が提供する専門的心理臨床業務（ひろく人々のこころの健康と福祉の増進に寄与することを目的とする業務を含む）の質を保ち、業務の対象となる人びとの基本的人権を守り、自己決定権を重視し、その福祉の増進を目的として倫理綱領を策定する。正会員は、上記の目的にそうよう、専門的職業人であるとともに一人の社会人としての良識を保持するよう務め、その社会的責任及び道義的責任を自覚し、以下の綱領を遵守する義務を負うものである。

第1条 基本的倫理（責任）

正会員は、基本的人権を尊重し、人種、宗教、性別、思想及び信条等で人を差別したり、嫌がらせを行ったり、自らの価値観を強制しない。

- 2 正会員は、業務遂行に当たって、対象者のプライバシーを尊重し、その自己決定を重んじる。
- 3 正会員は、対象者に対する心理査定を含む心理臨床行為を個人的欲求又は利益のために行ってはならない。同時に、対象者が常に最適な条件で心理査定を受けられるように、心理検査用具類及びその解説書の取扱いには十分に留意する。
- 4 正会員は、自らの知識、能力、資質及び特性並びに自己が抱える葛藤等について十分に自覚した上で、専門家としての業務や活動を行う。
- 5 正会員は、心身の健康のバランスを保つとともに、自分自身の個人的な問題が職務に影響を及ぼしやすいことを自覚し、常に自分の状態を把握するよう努める。
- 6 正会員は、専門的スキルを高めるために切磋琢磨し、相互の啓発に努め、他の専門家との連携及び協働について配慮し、社会的信頼を高めていくよう努める。
- 7 正会員は、本会及び心理臨床に関わる活動（ひろく人々のこころの健康と福祉の増進に寄与することを目的とする活動を含む。以下同じ。）を実践する者の信用を傷つけ、またはそれらの不名誉となるような行為をしない。
- 8 正会員は、各自の心理臨床に関する業務に関連する各種法令及び本倫理綱領を含む本会の規約を遵守するとともにその業務に関連する各種規定を尊重する。
- 9 正会員は、倫理についてよく学び、倫理意識の向上に努める。さらに、心理臨床業務のあり方とともに倫理も変化することを理解し、常に知識や意識を更新する。

第2条 秘密保持

正会員は、正会員と対象者との関係は、援助を行う職業的専門家と援助を求める来談者という社会的契約に基づくものであることを自覚し、その関係維持のために以下のことについて留意し

なければならない。

(1) 秘密保持

業務上知り得た対象者及び関係者の個人情報及び相談内容については、その内容が自他に危害を加える恐れがある場合又は法による定めがある場合を除き、守秘義務を第一とすること。

(2) 情報開示

個人情報及び相談内容は対象者の同意なしで他者に開示してはならないが、開示せざるを得ない場合については、その条件等を事前に対象者と話し合うよう努めなければならない。また、個人情報及び相談内容が不用意に漏洩されることのないよう、記録の管理保管には最大限の注意を払うこと。

(3) 電子媒体による記録等

面接や心理査定場面等を電子媒体に記録する場合は、対象者の了解を得た上で行うこと。

第3条 対象者との関係

正会員は、原則として、対象者との間で専門的契約関係以外の関係（以下「多重関係」という。）を持ってはならない。そのために、対象者との関係については以下のことに留意しなければならない。

- (1) 対象者及びその関係者に対して、個人的関係に発展する期待を抱かせるような言動（個人的会食、業務以外の金品の授受、贈答及び交換並びに自らの個人的情報についての過度の開示等）を慎むこと。
- (2) 心理臨床業務の中で多重関係が支援に何らかの支障をもたらす場合は、他の関連する専門家・専門機関に紹介を行う。近隣地域に自分以外の心理臨床業務を提供する専門家がおらずやむをえない場合には、多重関係の中で心理臨床業務を提供することの問題点について十分な説明を行った上で、対象者の自己決定を尊重すること。
- (3) 上記以外にも、対象者と専門家の関係性について、その個別性や変動性に留意しながら対象者にとって最善の支援になるよう努める。

第4条 インフォームド・コンセント

正会員は、業務遂行に当たっては、対象者の自己決定を尊重するとともに、業務の透明性を確保するよう努め、以下のことについて留意しなければならない。

- (1) 心理臨床業務に関する契約内容（業務の目的、技法、契約期間及び料金等）について、対象者に理解しやすい方法で十分な説明を行い、その同意が得られるようにする。
- (2) 判断能力等から対象者自身が十分な自己決定を行うことができないと判断される場合には、対象者の保護者又は後見人等との間で十分な説明を行い、同意が得られるようにする。ただし、その場合でも、対象者本人に対してできるだけ十分な説明を行う。
- (3) 契約内容については、いつでもその見直しの申し出を受け付けることを対象者に伝達しておく。
- (4) 自他に危害を与えるおそれがあると判断される場合には、守秘よりも緊急の対応が優先さ

れる場合のあることを対象者に伝え、了解が得られないまま緊急の対応を行った場合は、その後も継続して対象者に説明を行うよう努める。

- (5) 対象者から、面接の経過及び心理査定結果等の情報開示を求められた場合には、原則としてそれに応じる。ただし、正会員の所属機関、雇用者等において規則を定めている場合は、それに従うものとする。
- (6) 面接等の業務内容については、その内容を客観的かつ正確に記録しておかなければならない。この記録等については、原則として、対象者との面接等の最終日から5年間保存しておく。ただし、正会員の所属機関、雇用者等において、それより長い保存期間を定めている場合は、それに従うものとする。
- (7) 対象者以外から当該対象者についての援助を依頼された場合は、その目的等について熟考し、必要であれば対象者を含めた関係者との話し合いを行った上で、対象者及び関係者全体の福祉向上にかなうと判断できたときに、援助を行う。

第5条 職能的資質の向上と自覚

正会員は、資格取得後も専門的知識及び技術、最新の研究内容及びその成果並びに職業倫理的問題等について、研鑽を怠らないよう自らの専門家としての資質の向上に努めるとともに、以下のことに留意しなければならない。

- (1) 自分自身の専門家としての知識・技術の範囲と限界について深い理解と自覚を持ち、その範囲内のみにおいて専門的活動を行うこと。
- (2) 心理臨床業務に関わる臨床心理援助技法等を業務において使用及び標榜する場合には、その実施に足るだけの研修を既に受けていること。
- (3) 心理査定及び心理療法並びに地域援助などの専門的行為を実施するに当たっては、これまでの研究による十分な裏付けのある標準的施行方法により行うことを原則とする。やむを得ず、実験的段階にある方法を用いる必要が生じた際には、対象者に対し、十分な情報提供を行い、同意を得た上で実施すること。
- (4) 心理査定の結果及び臨床心理的援助の内容等、正会員がその業務において行った事柄に関する情報が、対象者又はそれ以外の人に誤用又は悪用されないよう、細心の注意を払うこと。
- (5) 自分自身の専門的知識及び技術を誇張したり、虚偽の情報を他者に提供したりしないこと。
- (6) 自分自身の専門的知識及び技術では対応が困難な場合、又はその際の状況等において、やむを得ず援助を中止若しくは中断しなければならない場合には、対象者の益に供するよう、他の適切な専門家や専門機関の情報を対象者に伝え、対象者の自己決定を援助すること。なお、援助の中止等にかかわらず、他機関への紹介は、対象者の状態及び状況に配慮し、対象者の不利益にならないよう留意すること。
- (7) 正会員が、臨床経験の浅い者に職務を任せるときは、綿密な監督指導をするなど、その経験の浅い者が行う職務内容について自分自身に重大な責任があることを認識していること。

第6条 心理臨床業務と関わる営利活動等の企画、運営及び参画

正会員は、心理臨床業務と関わる営利活動及び各種研修会等を企画、運営及び参画する際には、

独善的な意見及び主観的な見解に終始しないように努め、心理臨床に関わる活動を実践する者としての公共性と社会的信頼を失わないようにしなければならない。同時に、心理臨床に関わる活動を実践する者としての責任を自覚し、以下のことに留意しなければならない。

- (1) 受講者や参加者が公認心理師及び臨床心理士の養成課程と混同するような誤解を生じさせないよう努めること。
- (2) 各種メディアでの発言や執筆に際しては、対象者に関する守秘義務を守ることに加え、対象者の人権と尊厳を傷付けることがないよう細心の注意を払うこと。また、心理検査用具類並びにその具体的使用法及び解釈法の公開は避けること。

第7条 著作等における事例の公表及び心理検査用具類の取り扱い

正会員は、著書や論文等において事例を公表する場合には、対象者のプライバシーや人権を厳重に保護し、以下のことに留意しなければならない。

- (1) 事例を公表する際には、原則として、対象者本人及び必要な場合にはその保護者又は後見人等の同意を得るとともに所属機関の了承を得たうえで、対象者等が特定されないような取り上げ方や記述について注意を払うこと。
- (2) 記述する際は、対象者本人及び関係者の人権や尊厳を傷付けるような表現をしない。
- (3) 事例における臨床心理援助技法及び活動については、誤解を招く記述は避け、さらに、心理臨床に関わる活動を実践する者として用いる援助技法及び援助活動を正確かつ適切に記述する。
- (4) 事例の公表は、今後の心理臨床業務又は心理臨床に関わる活動を実践する者の活動に有効かつ有益であることが基本的前提である。したがって、その事例の公表は、社会的な意義を有するものであることが第一義であり、営利的活動や業績蓄積が主な目的であってはならない。
- (5) 著書及び論文等の公表に際しては、先行研究を十分に確認すること。また、他の研究を盗用（剽窃）しないこと。
- (6) 心理検査用具類及び解説書の出版、頒布に際しては、その検査法を適切に使用するための専門的知識及び技能を有しない者が入手又は実施することのないよう、十分に留意しなければならない。また、心理検査用具類は、学術上必要な範囲を超えて開示しない。

第8条 相互啓発

正会員は、心理臨床に関わる活動を実践する者として資質の向上や倫理問題について相互啓発に努めること。

- 2 正会員は、心理臨床業務を行う者として不適当と考えられるような臨床活動や言動を行った正会員に接した場合、当該正会員に自覚を促すこと。

第9条 倫理違反への対応

正会員は、倫理違反に対して以下のとおり対応するとともに、本会倫理委員会の調査等に積極的に協力しなければならない。

- (1) 知識、技術、倫理観及び言動等において心理臨床に関わる活動を実践する者としての資質に欠ける場合又は資質向上の努力が認められない場合、注意を促すこと。
- (2) 前条2項及び前号を実行しても当該正会員に改善がみられない場合には、客観的な事実等を明確にして本会倫理委員会あてに記名にて申し出ること。

附則 本倫理綱領は、2011年4月14日より施行する。

附則 本倫理綱領は、2012年4月2日より施行する。

附則 本倫理綱領は、2019年1月13日に改定し、2019年2月20日より施行する。

附則 本倫理綱領は、2024年1月21日より施行する。